

## 新規申請の流れと受付期間

### 1. 新規申請の流れ

#### (1) 事前協議が不要な申請

該当サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、  
重度障害者等包括支援

- ①指定申請の予約
- ↓
- ②指定申請（原則、指定月の前々月の21日から前月の10日まで）
- ↓
- ③申請書受理
- ↓
- ④指定時研修（指定月の前月20日前後）
- ↓
- ⑤指定書の交付
- ↓
- ⑥事業の開始

#### (2) 事前協議が必要な申請

該当サービス：(1) 以外のサービス

- ①事前協議の予約
- ↓
- ②事前協議  
↓※事前協議完了後、事業所の建築・改修を行ってください。
- ③事業所の建築・改修  
↓※指定申請までに事業所の建築・改修が完了している必要が  
あります。
- ④指定申請の予約
- ↓
- ⑤指定申請（原則、事業開始前々月21日から前月10日まで）
- ↓
- ⑥申請書受理
- ↓
- ⑦現地調査（原則、事業開始前月11日から18日まで）
- ↓
- ⑧指定時研修（事業開始前月20日前後）
- ↓
- ⑨指定書の交付
- ↓
- ⑩事業の開始

## 2. 受付期間

### (1) 指定申請

事業開始日（指定日）	申請受付（受理）期間（書類補正含む）	申請予約開始日
平成27年 5月1日	平成27年 3月20日～平成27年 4月10日	平成27年 1月 5日
平成27年 6月1日	平成27年 4月20日～平成27年 5月 8日	平成27年 2月 2日
平成27年 7月1日	平成27年 5月20日～平成27年 6月10日	平成27年 3月 2日
平成27年 8月1日	平成27年 6月22日～平成27年 7月10日	平成27年 4月 1日
平成27年 9月1日	平成27年 7月21日～平成27年 8月10日	平成27年 5月 1日
平成27年10月1日	平成27年 8月20日～平成27年 9月10日	平成27年 6月 1日
平成27年11月1日	平成27年 9月24日～平成27年10月 9日	平成27年 7月 1日
平成27年12月1日	平成27年10月20日～平成27年11月10日	平成27年 8月 3日
平成28年 1月1日	平成27年11月20日～平成27年12月10日	平成27年 9月 1日
平成28年 2月1日	平成27年12月21日～平成28年 1月 8日	平成27年10月 1日
平成28年 3月1日	平成28年 1月20日～平成28年 2月10日	平成27年11月 2日
平成28年 4月1日	平成28年 2月22日～平成28年 3月10日	平成27年12月 1日

※申請受付（受理）締切日直前は、書類補正等の関係上混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。基本的には、申請受付期間の前半は申請受付、後半は補正受付としておりますので、ご協力をお願いします。

### (2) 事前協議

事前協議受付期間（書類補正含む）	事前協議予約締切日
平成27年 3月11日～平成27年 3月19日	平成27年 3月 5日
平成27年 4月13日～平成27年 4月17日	平成27年 4月 6日
平成27年 5月11日～平成27年 5月19日	平成27年 5月 7日
平成27年 6月11日～平成27年 6月19日	平成27年 6月 5日
平成27年 7月13日～平成27年 7月17日	平成27年 7月 6日
平成27年 8月11日～平成27年 8月19日	平成27年 8月 5日
平成27年 9月11日～平成27年 9月18日	平成27年 9月 7日
平成27年10月13日～平成27年10月19日	平成27年10月 5日
平成27年11月11日～平成27年11月19日	平成27年11月 5日
平成27年12月11日～平成27年12月18日	平成27年12月 7日
平成28年 1月12日～平成28年 1月19日	平成28年 1月 5日
平成28年 2月12日～平成28年 2月19日	平成28年 2月 5日